

国史跡鴻臚館跡における整備等検討業務委託 提案競技実施要項

令和7年3月

福岡市経済観光文化局史跡整備活用課

【資料】

- 資料1 提案競技実施要項
- 資料2 企画提案書作成要領
- 資料3 仕様書(案)
- 資料4 評価項目配点表

【様式】

- 様式1 提案競技質問書
- 様式2 提案競技参加申込書
- 様式2-1 委任状
- 様式2-2 誓約書
- 様式2-3 役員名簿
- 様式3 同類又は類似業務の実績表
- 様式4 提案競技参加辞退届

本提案競技実施要項は、「国史跡鴻臚館跡における整備等検討業務委託」（以下「本業務」という。）の提案競技に関し、企画提案に必要な仕様及び募集内容について定めるものである。受託事業者決定後、委託契約を締結する際には、本市と受託者が協議の上、契約用の仕様書を定めることとする。

なお、この公募は、令和7年度当該業務の予算成立が前提であり、その他本市の事情により公募及び契約を中止する場合について、市はいかなる責任も負わない。

1 件名

国史跡鴻臚館跡における整備等検討業務委託

2 業務の目的

本市では、奈良時代後半から平安時代末（7世紀後半～11世紀後半）まで現在の舞鶴公園内に所在し、古代の迎賓館と称され、国際都市福岡発展の出発点である鴻臚館を、往時の姿に復元することで、福岡が育んできた歴史や文化交流の長い歩みを体感できる場所の整備を進めている。

令和7年度より、保存活用計画の策定をはじめ、平成30年度に策定された「国史跡鴻臚館跡整備基本計画」の改定、未整備エリアの将来的な整備に係る検討や鴻臚館エリア全体における管理運営に係る事業手法など多岐にわたる検討を行うものである。

3 履行期間

契約締結の日から令和8年3月19日（木）まで

4 提案限度額

20,022,000 円（消費税及び地方消費税額含む）を上限とします。

※上限を超える場合は、失格とします。

5 委託内容

「仕様書（案）」（資料3）のとおり

6 スケジュール

募集開始	令和7年3月24日（月）
質問書提出締切	令和7年3月31日（月）
質問回答	令和7年4月7日（月）
提案競技参加申込書提出締切	令和7年4月14日（月）
企画提案書提出締切	令和7年4月25日（金）
提案審査	令和7年5月8日（木）
事業者決定通知	令和7年5月12日（月）（予定）
契約締結	令和7年5月中旬（予定）

7 提案競技に参加する者に必要な資格

次の各号に掲げる資格を有する者でなければ、この提案競技に参加することができない。

（1）地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。

(2) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、本市から福岡市競争入札参加停止等措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく競争入札参加停止の措置または排除措置を受けている期間がある者でないこと。

※ 措置要領が掲示されているホームページアドレス

<http://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/law/index.html>

(3) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、措置要領別表第1、第2および第3の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。

(4) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(5) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者または会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

※ なお、最優秀提案者に選出された場合であっても契約締結までの間に、措置要領別表第1、第2および第3の各号に規定する措置要件に該当した場合または提出した書類または電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがある。

(6) 建築士法（昭和25年法律第202号）の規定による一級建築士事務所の登録を有する者であること。

(7) 登記簿上の本社（個人の場合は、主たる事業所をいう。）が日本国内にあること。

(8) 福岡市発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者でないこと。

8 留意事項

(1) 受託事業者決定後、委託契約を締結する際には、発注者である本市と受託者が協議の上、提案内容に基づき契約用の仕様書を定めることとする。ただし、協議及び関係機関等との調整の結果により、提案内容から変更することがある。

(2) 本要項に記載されていない事項で、本業務実施のために必要な業務は、受託者決定後に本市と受託者が協議の上決定する。

(3) 受託者が、受託業務の一部を再委託する場合には、事前に再委託先、再委託の範囲、期間等を書面で本市に提出し、承認を得ること。

なお、受託者は、再委託先に対して、再委託業務において取り扱う個人情報等が本市の委託に係るものであること、受託者及び受託業務の従事者と同様の責務規定及び罰則が設けられていることを周知すること。

(4) 著作権等の取扱いについては下記のとおりとする。

① 本業務を通じて作成した、成果物については、今後、国史跡鴻臚館跡の検討を進める上で、使用できるものとする。

② 成果物のうち、第三者が有する著作物等（以下「既存著作物」という）の著作権等は、個々の著作者に帰属する。

③ 成果物に既存著作物が含まれる場合は、受託者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行う。

9 質問書の提出

本募集要項及び内容等について質問がある場合は、(様式1)「提案競技質問書」にて提出してください。

(1) 提出締切

令和7年3月31日(月)17時まで

(2) 提出先

「18 提出先及び問い合わせ先」を参照のこと。

(3) 提出方法

様式1「提案競技質問書」により、電子メールにて提出すること。その際、提出した旨、電話にて連絡をすること。

(4) 質問への回答

令和7年4月7日(月)までに下記福岡市ホームページ上に掲載を予定している。

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/business/keiyaku-kobo/teiankyogi.html>

10 提案競技参加申請書の提出

(1) 提出締切

令和7年4月14日(月)17時まで(郵送の場合は必着)

(2) 提出先

「18 提出先及び問い合わせ先」を参照のこと。

(3) 提出方法

(4)に記載の書類について、原本を郵送もしくは持参にて提出すること。なお、郵送する場合は、特定記録または簡易書留とすること。また持参する場合は、平日9時～17時とする。

(4) 提出書類

以下の書類のうち、③～⑥については、提出日前3か月以内に発行された原本を提出すること。

なお、「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」又は「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に登載されている者であり、当該登載の有効期間内にこの提案募集の公示日又は提案競技参加申請期限日が含まれている者にあつては、②～⑨の提出を免除する。

①提案競技参加申請書(様式2)

②会社概要(事業概要がわかるパンフレットでも可。)

③登記事項証明書

注)法務局発行の現在事項全部証明書を提出すること(履歴事項全部証明書でも可)。

④市町村税を滞納していないことの証明書

注)本市内に本店または支店・営業所等を有する者については、本市発行の納税証明のうち「市税に係る徴収金(本税および延滞金等)に滞納がないことの証明」がなされているものを提出すること。

注)上記以外の者については、所在地市区町村発行の証明書で、直近2年分の市町村税の滞納がないことが確認できるものを提出すること。

⑤消費税及び地方消費税納税証明書

注)本社所在地の所轄の税務署発行の証明書を提出すること。

注)証明書の種類は「納税証明書(その3)」を選択すること(「その3の2」「その3の3」でも可)。

⑥委任状(様式第2-1号)

注)この提案競技の案件に係る本市との取引を代理人(支店長、営業所長等)に行わせる場合は、様式第2-1号により委任状を作成して提出すること。

⑦誓約書(様式第2-2号)

注) 様式第2-2号に、代表者の所在地、商号または名称、代表者役職名、氏名を記入し、印鑑は実印を使用すること。

⑧役員名簿(様式第2-3号)

注) 様式第2-3号に、代表者及び役員(⑥の委任状を提出する場合は代理人(支店長、営業所長等)を含む。)の氏名、フリガナ、生年月日、性別を記入すること。

注) この情報は、本市の事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部へ照会することに使用する。

注) 役員とは、株式会社、有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、公益法人、協同組合、協業組合の理事をいう。(監査役、監事、事務局長は含まない。)

⑨直近の決算2年分の財務諸表の写し

注) 直近決算2年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写しを提出すること。

11 提案競技企画提案書の提出

(1) 提出締切

令和7年4月25日(金)17時まで(郵送の場合は必着)

(2) 提出先

「18 提出先及び問い合わせ先」を参照のこと。

(3) 提出方法

企画提案書の原本及びデータを下記に従って提出すること。

①原本

郵送もしくは持参にて提出すること。なお、郵送する場合は、特定記録または簡易書留にて郵送すること。

②データ

電子メールにて提出すること。データはPDF形式とし、ZIPファイルに取りまとめの上、ファイル名を「(提出月日)_(提案事業者名)_企画提案書」(※()は各々必要事項を記載)とすること。

(4) 企画提案書の作成

企画提案書作成要領(資料2)に従って作成すること。

(5) 提出部数

①原本

正本1部、副本7部

②データ

正本、副本各1ファイル

12 応募者ヒアリング

書面審査および審査委員会においてヒアリングを実施する。ヒアリングの詳細については、提案者に対して通知する。

13 審査

(1) 審査方法

最優秀提案者を選考するために設置される提案競技審査委員会(以下「審査委員会」という。)において、評価項目配点表(資料4)に基づき、企画提案書等提出書類およびヒアリングの内容を審査し、最も評価点が高いものを最優秀提案者とする。

※ 評価点が一定基準に満たない場合には、最上位者であっても最優秀提案者とならない。

(2) 結果通知

最優秀提案者決定後に電子メール等で担当者に連絡する。また、あわせて本市ホームページにおいても公表する。

なお、審査結果に関する異議・質問等については、一切受け付けない。

※ 審査結果の通知後に、資金事情の悪化等により業務の履行が確実にないと認められるとき、また著しく社会的信用を損なう等、業務受託者として不適切と認められる事情が生じたときは、決定を取り消すことがある。

14 採点方法及び契約相手方の決定方法

(1) 採点方法

評価項目配点表(資料4)の配点により、提案内容がどの程度優れているかを採点し、最優秀提案者を決定する。

(2) 配点

各項目の配点は、評価項目配点表(資料4)のとおり。

(3) 最低基準

合計点が6割・60点に達しないときは、最優秀提案者とししない。

(4) 契約相手方の決定方法

最高得点者が複数のときは、「1業務の実施方針等」の評価点が最も高い者を最優秀提案者とする。

(5) 契約相手方決定後の手続き

審査委員会での審査に基づき、最優秀提案者を決定し、当該事業者と最終的な仕様等の協議を行い、業務委託契約手続きを行う。なお、契約締結に至らない場合は、次点の者と業務委託契約手続きのための協議を行う。

15 失格要件

以下のいずれかに該当する場合は、失格となる場合があります。

(1) 条件を満たさない提案を行った場合

(2) 提出書類に虚偽があった場合

(3) 審査委員等に対する不正な行為が認められた場合

(4) 事業推進に必要な手続きを行わない場合

16 契約

(1) 本提案競技において、最優秀提案となった提案を基に具体的な実施に係る詳細を協議の上、契約仕様書を作成し、契約相手方候補者を相手方とした随意契約に係る協議を実施する。

(2) 契約相手方候補者には、契約仕様書作成等への協力を依頼することがある。

(3) 企画提案書等に記載された事項は、本市が提示する仕様書とあわせて、契約時の仕様書として取り扱う。ただし、本業務の目的を達成するために修正すべき事項があると本市が判断した場合は、本市と提案者との協議により項目の追加、変更、削除、金額等の変更を行うことがある。

(4) 契約相手方候補者と契約締結に至らない場合は、次点の者と業務委託契約手続きを行うことがある。

17 その他

(1) 本提案書作成に関する費用については、すべて提案者の負担とする。

- (2) 提出された提案書の内容は、契約を締結した際に提案者が責任を持って必ず履行できる内容とするこ
と。
- (3) 審査結果の採点内容に関する質問には一切回答しない。
- (4) 本書を他の目的のために使用することは禁止する。
- (5) 提出された提案書等は一切返却しない。なお、契約に至った場合に使用するほかは、業者選定以外の目
的で提案者に無断で使用しない。業者選定の事務に限り、複製する場合がある。
- (6) 提案書提出後から最優秀提案者決定までの間は、提案書に記載された内容の変更は認めないが、明ら
かな誤字・脱字などの場合は、この限りではない。
- (7) 最優秀提案者の提案内容は、市との協議により、内容の変更を求めることがある。
- (8) 本委託業務の全部を第三者に再委託することは禁止する。
- (9) 本提案競技に係る手続き及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、商標及び固有名詞を除
き、日本語及び日本国通貨に限る。
- (10) 本市に提出された書類一式について、情報公開請求があった場合は、福岡市情報公開条例第7条に
掲げる非公開情報を除いて提案書の全部又は一部を公開するものとする。
- (11) 条件を満たさない提案を行った場合、提出書類に虚偽があった場合、審査委員等に対する不正な行為
が認められた場合又は事業推進に必要な手続きを行わない場合は、失格とする。
- (12) 本業務委託の契約に際しては、受注者は契約金額の100分の10以上を契約保証金として納付する
ものとする。ただし、福岡市契約事務規則第25条の規定に該当する場合は、契約保証金の全部又は一
部の納付を免除することがある。
- (13) 令和8年度に本業務委託に継続して業務(以下「継続業務」という。)を行う予定であり、予算議決
(令和8年当初議会を予定)がなされた上で、本委託事業の履行状況等を踏まえ、継続して業務を委
託することがふさわしいと判断した場合は、本市と当該事業者との協議により、継続業務を随意契約によ
り当該事業者へ委託することができるものとする。
- (14) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国および日本国以外の国の法令
に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は提案者
が負うものとする。
- (15) 個人情報及び情報資産の保護に対する取組に関して、適切な安全管理が講じられていることが確認でき
るもの(第三者認証(ISO/IEC27001、プライバシーマーク等))があれば提出すること。
また、すべての関係者は当該事業に係る電子メールの送信において、個人情報保護等の観点からBccを使用
することを徹底するものとする。

18 提出先及び問い合わせ先

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号(本庁舎14階)

福岡市経済観光文化局文化財活用部史跡整備活用課

担当:岩永、本田

電話番号:092-711-4784

E-Mail: shiseki.EPB@city.fukuoka.lg.jp